

# 運 営 規 程

指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所

医療法人同仁会

訪問看護ステーション 百合の会

(事業の目的)

第1条 医療法人同仁会が開設する訪問看護ステーション百合の会（以下「ステーション」という）が行う介護保険法、老人保健法及び健康保険法に規定される指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という）が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者、又は、疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という）が、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という）に対し、適切な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条1 事業に当たる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように適切な事業の提供を行う。

2 事業の提供にあたっては懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村や地域との結びつきを重視し、保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1. 名称 医療法人同仁会 訪問看護ステーション 百合の会

2. 所在地 福岡県大野城市乙金東4丁目12-1

(職員の職種、員数)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従事者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2. 看護師等 常勤看護師 3名（うち1名は管理者と兼務） 事務 1名  
常勤作業療法士 1名（兼務）  
<非常勤> 看護師 2名

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
日曜日・祝祭日は休業とする。
2. 営業時間 平 日：午前8時30分から午後5時30分までとする。  
土曜日：午前8時30分から午後0時30分までとする。  
ただし電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。
3. サービス提供時間 平 日：午前8時45分から午後5時までとする。  
土曜日：午前8時45分から午後0時までとする。
4. その他の年間の休日 12月30日から1月3日までとする。

(訪問看護及び介護予防訪問看護の内容)

第6条 ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- 1 病状の観察（健康チェック・健康相談）
- 2 清潔保持の援助（清拭・入浴・洗髪・爪切り等）
- 3 服薬管理及び指導
- 4 精神支援（不安の軽減・悩みの傾聴等）
- 5 療養上の世話（身の回りの環境整備・排泄介助・食事介助等）
- 6 褥創の予防・処置
- 7 リハビリテーションの実施と相談
- 8 ターミナルケア（終末期の頻回訪問）
- 9 認知症の方の看護（家族指導等）
- 10 利用者や家族に対する療養生活上の看護、介護方法の指導
- 11 医師の指示による医療処置の実施・指導（吸引・酸素吸入・カテーテル管理・点滴・膀胱洗浄）
- 12 精神疾患の方の病状観察及び生活指導

(利用料及びその他の費用)

第7条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額及び徴収方法等は次のとおりとする。

- 1 介護保険法における要介護者等に指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割とする。また、次条の通常の事業の実施地域を越えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実施を徴収する。なお、ステーションの自動車を使用して訪問した場合の交通費は、別紙利用料金表の額を徴収する。  
※通常の事業の実施地域内での事業を行う場合の交通費は、別にこれを徴収しない。
- 2 老人保健法・医療保険各法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の

利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（訪問看護療養費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。利用料については、別紙利用料金表を掲示するものとする。

- 3 オプションサービスとして、ステーションが定めたサービスを利用者が希望した場合に限り行うものとする。利用料については、別紙利用料金表を掲示するものとする。
- 4 死後の処置料は 3,000 円とする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、大野城市、春日市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市、福岡市博多区及び南区、宇美町、志免町とする。

（衛生管理等）

第 9 条 1 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を医療法人同仁会院内感染防止委員会にて概ね毎月開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する
- （3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する

（緊急時における対応方法）

第 10 条 1 看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない

（事故発生時の対応）

第 11 条 1 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあっては地域包括支援センター）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。

（苦情処理）

第 12 条 1 事業所は、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第13条1 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、医療法人同仁会「個人情報保護規定」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
  - 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第14条1 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
  - （2）虐待防止のための指針を整備する。
  - （3）看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - （4）第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を養護する者）による虐待を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を断続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
  - 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第16条1 職員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。
  - 2 職員は、業務上知り得た利用者又は家族に対する秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族に関する秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保する視点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、関係各法令の規程を順守することとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成12年10月1日改定

附 則

平成13年4月1日改定

附 則

平成17年4月1日改定

附 則

平成18年4月1日改定

附 則

平成19年4月1日改定

附 則

平成19年9月1日改定

附 則

令和元年10月1日改定

附 則

令和4年2月1日改定

附 則

令和4年11月1日改定

附 則

附 則

平成20年5月1日改定

附 則

平成20年8月1日改定

附 則

平成25年5月15日改定

附 則

平成26年4月1日改定

附 則

平成30年4月1日改定

附 則

平成31年2月1日改定

附 則

令和3年4月1日改定

附 則

令和4年4月1日改定

附 則

令和6年4月1日改定

附 則